

一般社団法人 未来マトリクス 会員規約

第1条 目的

本規約は、一般社団法人未来マトリクス（以下、「当法人」とする）の会員の権利義務、会費、入退会等、社団の運営並びに会員活動の基本事項や、当法人が提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2条 会員

1 「会員」とは、本規約を承諾のうえ、当法人の目的に賛同し、所定の様式による入会申込みを行い、理事会にて承認された団体または個人とする。

2 会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員(以下「社員」という。)とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した法人、団体又は個人。
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人、法人又は団体

第3条 会員の入会申込

- 1 当法人の会員等になろうとするものは、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、当法人の事務局に提出することとする。
- 2 会員は入会申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものと看做す。

第4条 会員の入会承認の手続

- 1 入会申込書の受理後、入会金・会費の入金の確認および当法人からの承認をもって会員となることができる。
- 2 当法人は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合がある。
 - (1)当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合
 - (2)過去に会員規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
 - (3)入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
 - (4)会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき
 - (5)その他、会員とすることを不相当と判断した場合

第5条 会費および支払方法

- 1 当法人の会員になろうとするものは、理事会において別に定める入会金および会費を納めなければならない。
- 2 既納の入会金・会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。
- 3 当法人は、会員への事前の告知をもって、入会金・会費を変更することができるものとする。
- 4 当法人の会員等は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 5 会員は、当法人の提供するサービスの利用にあたり、入会金・会費のほかに別途参加費用が必要となった場合は、これを支払うものとする。
- 6 入会金・会費および参加費用は、当法人が別に定める方法で支払うものとする。なお支払いに伴い振込み手数料等が発生した場合は、会員の負担とする。
- 7 入会金・会費および参加費用は前納で支払うものとする。

第6条 有効期間

会員資格の有効期間は、当法人が入会申込書を受領し、第5条に定める入会金および会費の入金を確認して、入会を承認したときから1年間とし、以後、第11条による退会の申し出または第12条による除名若しくは第13条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

第7条 会員の権利およびサービスの内容

- 1 当法人は、定款および本規約に定めるところにより、会員に対し別途定めるサービス権利を有し、義務を負う。
- 2 提供するサービスおよび諸条件は当法人よりの案内またはホームページにて通知する。
- 3 当法人は、提供するサービスについて適宜見直しを行い、ホームページ等での事前告知をもって、サービスの一部ないしは全部を変更・中止ないしは中断することができるものとする。

第8条 譲渡禁止等

会員は、会員規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与しまたは担保に供する等の行為はできない。

第9条 会員情報

- ・当法人は、会員が登録した情報および会員によるサービスの利用履歴等の情報(以下、「会員情報」という)を適正に管理することに努める。
- ・当法人の目的を達成するために外部委託等を必要とする場合には、当法人は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先に協定遵守を確約させたくて必要な会員情報を提供することができるものとする。
- ・当法人は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、会員情報を第三者に提供しない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)本人の同意がある場合
- (3)法令により要請され、かつ、当法人が開示を妥当だと判断した場合
- (4)利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
- (5)個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

第10条 変更の届出

- 1 会員等は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人所定の様式で当法人に変更の届出をするものとする。
- 2 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当法人は一切その責任を負うことはない。

第11条 退会

- 1 会員は、当法人が定める所定の方法で退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会の1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。
- 2 退会した場合、当法人のサービスは受けられなくなる。退会后、当法人のサービスの提供を受けるには、再度、第3条に規定する入会申込みの手続きを行うことが必要となる。

第12条 除名

- 1 当法人の会員等は、定款第11条の定めに基づき、社員総会の決議により、事前の告知を要せず、当該会員等を除名することができるものとする。
- 2 当法人の会員等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当法人は当該会員の資格を一時停止または除名することができるものとする。
 - (1) 会費を1年以上滞納したとき。

- (2) 当法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為のあったとき。
- (4) 会員または利用者が本規約またはその他の規則に違反した場合
- (5) 会員または利用者が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
- (5) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合

第13条 会員資格の喪失

- 1 会員は、前2条による場合および定款第13条の定めにより、その資格を喪失する。
- 2 当法人は、第1項に該当する会員に対して、すでに受領した入会金・会費や参加費用等の金銭の払い戻し等を行わない。
- 3 第1項に該当する会員が、当該時点で発生している会費その他の債務等、当法人に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。
- 4 会員が第1項に該当することで当法人が損害を被った場合、当法人は会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

第14条 権利帰属

- 1 当法人が提供するサービスに含まれるノウハウ、著作権その他の知的所有権は、すべて当法人に帰属するものとし、会員はこれを無断で利用することはできない。
- 2 会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等することはできない。
- 3 前2項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとする。

第15条 (理事及び監事の選任と任期)

1. 役員は、理事会の推薦に基づき、社員総会の決議によって社員の中から選任する。
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
3. 理事の推薦は、任期の全う、もしくは辞任をする場合に理事会で推薦を行う。
また、理事のうち3名以内は、正会員たる個人、法人及び団体の役員又は使用人でない者を推薦することができる。

第16条 規約の変更

- 1 本規約の改廃は、理事会の決議を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとする。
- 2 本規約を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとする。

第17条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本規約は日本法に準拠する。また、本規約に関して訴訟等の必要が生じた場合は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

本規約は、2015年6月10日より実施する。